

# = お 知 ら せ =

繁殖保護と漁業調整を図るため下記のとおり漁法・区域・期間が制限されました。

内共第1号第5種共同漁業権行使規則第4条第2項の規定及び  
内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則第9条の規定による

1 区 域：両羽漁業協同組合及び山形県漁業協同組合管内の内水面

「東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸 330m (GSNo.99) 右岸 670m (GS No.97) の両点を結ぶ線から下流河口までの最上川及び同町大字西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川」

2 期 間：周 年

3 漁 法：空釣りの禁止 (※)

(※) ギャング針 (ハゲ掛け) 等を使用した引っ掛け釣りのこと

4 制限開始日：令和2年4月1日

◇◇ 漁業者・遊漁者のみなさんのご理解とご協力よろしく申し上げます ◇◇



詳しくはこちらをご覧ください。  
<http://www.kengyokyo.or.jp/>

両羽漁業協同組合・山形県漁業協同組合  
問合せ：0234 (24) 5612 (県漁協)